

1 いじめの定義（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1） 「児童」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注2） 「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

（注3） 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係にある者を指す。

（注4） 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットや SNS などを通じて行われるものを意味する。

（注5） 「けんか等」を除く。ただし、外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。

※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童の心情を重視して取り組むこと。

※ いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、「周りで、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

※ いじめは、児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、「教職員の言動で児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと」。

※ いじめには、「様々な態様が挙げられる」。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかし]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視、パソコンや携帯電話での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする] 等

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- (1)「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。
- (2)「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- (3)「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

3 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称「美郷台小いじめ防止対策委員会」

イ 役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担うものである。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅

速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

ウ 組織の構成

※ 校長、教頭、生徒指導主任、該当学級担任、学年主任、道徳教育推進教員、長欠担当教員、養護教諭、成田市教育相談員で構成される。その他必要に応じてスクールカウンセラー等で組織する。

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

エ 活動内容

- ・成田市立美郷台小学校「学校いじめ防止基本方針」を全職員に周知徹底を図るとともにいじめ防止等に関する措置を実効的に行う。

(2)いじめの未然防止

ア 未然防止に関する取り組み

- ・自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり
日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。
- ・道徳教育・体験活動の充実
道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また、発達段階に応じた適切な資料を選定し、児童の心に響く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。
指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。
- ・生徒指導委員会
毎月第一水曜日に生徒指導委員会を開催し、生活指導に関係することだけでなく、いじめに関する情報や、気になる児童について情報を交換し合う。委員会で話し合った内容は、全職員で共通理解を図る。

イ いじめ防止等の啓発活動

- ・児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに、それらを学校ホームページ、入学式やPTA総会、学級懇談会、学校だより等により積極的に公表する。

ウ その他

- ・保護者や地域に開かれた学校づくり
いじめ防止の取組や学校生活について、定期的な情報交換など、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

・問題解決力の育成

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

・コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

(3)いじめの早期発見

ア アンケートの実施と定期教育相談

「学校生活アンケート」、「教育相談アンケート」をそれぞれ3回合計年6回実施する
各学期1回教育相談とそれに伴う事前調査の実施

イ 相談体制と相談窓口

相談窓口や相談ポスト等を設け、どんな小さなものでも当該児童や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。また、相談ポストや相談窓口、外部相談機関も含め、集会や保護者会、学校だより等で、保護者や児童への周知徹底を図る。

ウ 教職員の資質向上

・小さなサインを敏感に受け止める

教師自身が常にいじめはどの子にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から児童が発する小さなサインを見逃さないようにする。

・教職員の人権意識の向上と多角的な児童理解

日々の教育活動の中で児童に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。(人権週間の活用)

また、児童と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な児童理解に努める。

・規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。

また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。

・実践的な校内研修の実施

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

また、授業や講演会、教員の研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなど、法務省の人権機関との連携を図る。

エ インターネットを通して行われているいじめ対策

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から

発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施する。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなど研修を実施し、教員の指導力向上を図る。

また、携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの対策

児童及び保護者が、発信し情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

- ・高学年を対象に、インターネット・携帯電話の使用について講師を招聘し学習する機会を設けるようにする。

(5) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策のために各学校が必要に応じて教育相談員等の専門的知識を有する者からの協力を得られるように人的配置を講ずるものとする。教育相談員やスクールカウンセラーは「美郷台小いじめ防止対策委員会」に参加できるものとする。

- ・児童や保護者、教師がいじめ等に係る相談ができるよう市内小学校の拠点校に教育相談、心理等の専門的知識を有する者に積極的に相談をする。

(6) いじめの早期発見

《学級担任等》

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く

・相談ポストの管理

《生徒指導担当教員》

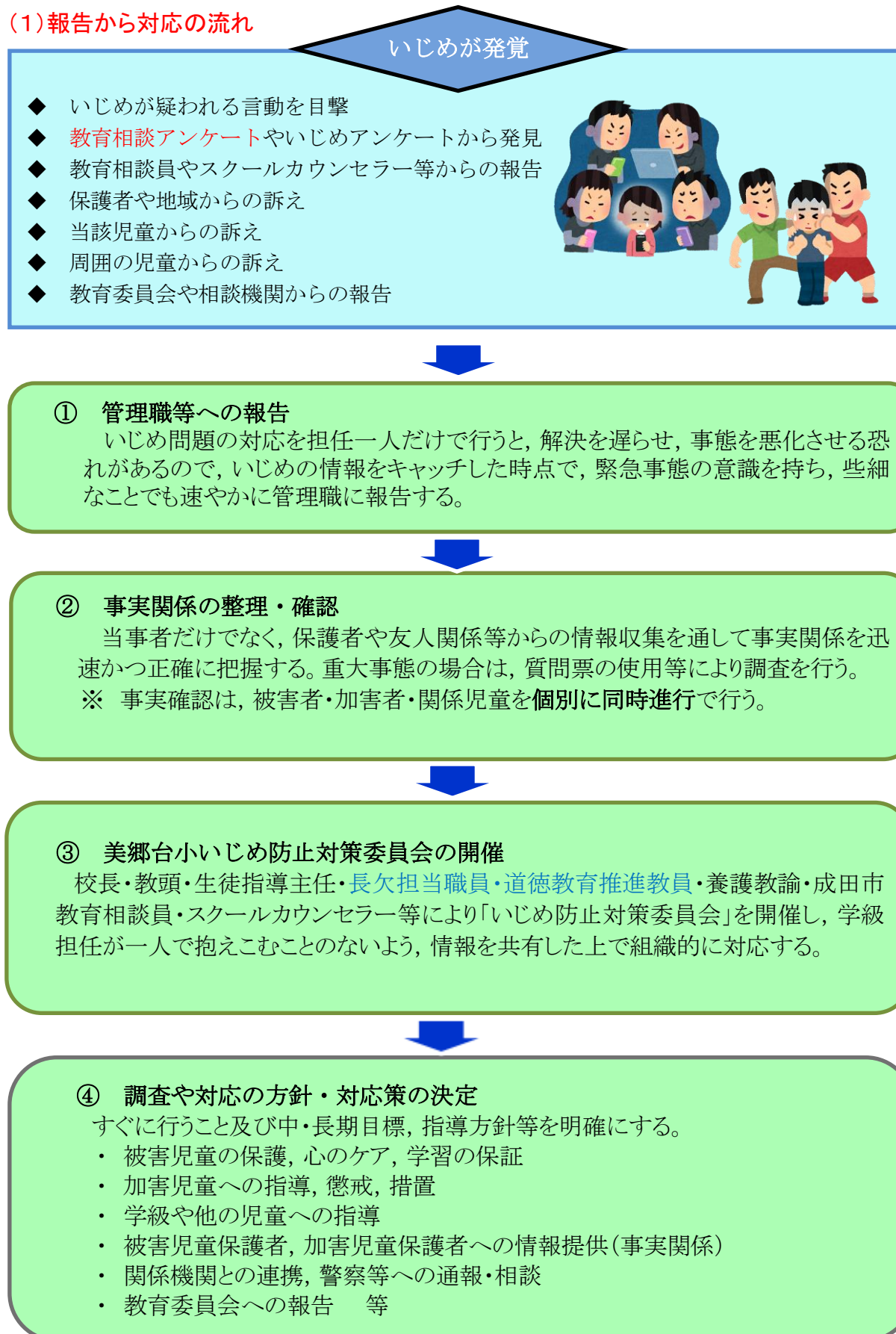
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・教育相談箱・保健室・教育相談週間等による相談について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談ができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止め、適切に機能しているか、定期的に点検する。

4 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告から対応の流れ



(2) 事実確認と報告

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(3) いじめに対する措置

ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

- ① いじめられた児童や、いじめた児童への対応
- ② その保護者への対応
- ③ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。

ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な処置を求める。

エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(4)いじめ被害者及び保護者への対応

① 親身な対応と支援

- ・最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・最も信頼関係のある教職員(担任等)が対応する。
- ・つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

② 学習支援

- ・教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室、「成田市ふれあいる一む」等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

③ 心のケア

- ・心理的ケアを十分に行う。(教育相談員、スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用)

【指導上の留意点】

- *「いじめられる方にも問題がある。」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するのである」といった考えで、問題を軽視しない。
- *プライバシーの保護(個人情報)には、細心の注意を払う。

保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- ・本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- ・学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- ・指導に誤りがあった場合は、謝罪する。
- ・定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

(5)いじめ加害者及び保護者への対応

①いじめの態様に応じた指導・支援

- ・いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に諭す。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省し謝罪することができるように導く。
- ・必要があると認めるときは、いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

②心のケア

- ・いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つよう努める。

【指導上の留意点】

- * 注意、叱咤、説教だけで終わらせない。
- * 命令口調で指導したり、追い詰めたりしない。
- * 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- * みんなの前でいじめた児童を非難しない。
- * 過去を引き合いに出したり、兄弟姉妹と比較したりしない。
- * 体罰は、絶対行わない。
- * 子どもの人格を否定するような発言はしない。
- * 何もかも「いじめ」と決めつけない。



① 事実関係を正確に伝える。

- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

② 保護者の心情を理解する。

- ・保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を十分理解しながら対応する。
- ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

③ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- ・被害者への謝罪の意義、子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言。
- ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

(6)傍観者への指導

①当事者意識の高揚

- ・学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への負担と同じであることに気付かせる。
- ・いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、い

じめを知らせる勇気をもたせる。

・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

②共感的人間関係づくり

・異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

※いじめ解消の目安

「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が3ヶ月の期間継続していること」とする。

5 重大事態の基準

(1) 重大事態の基準

○法第二十八条第一項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

例えば、

ア 児童の自殺企図や未遂、実行の場合

イ 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

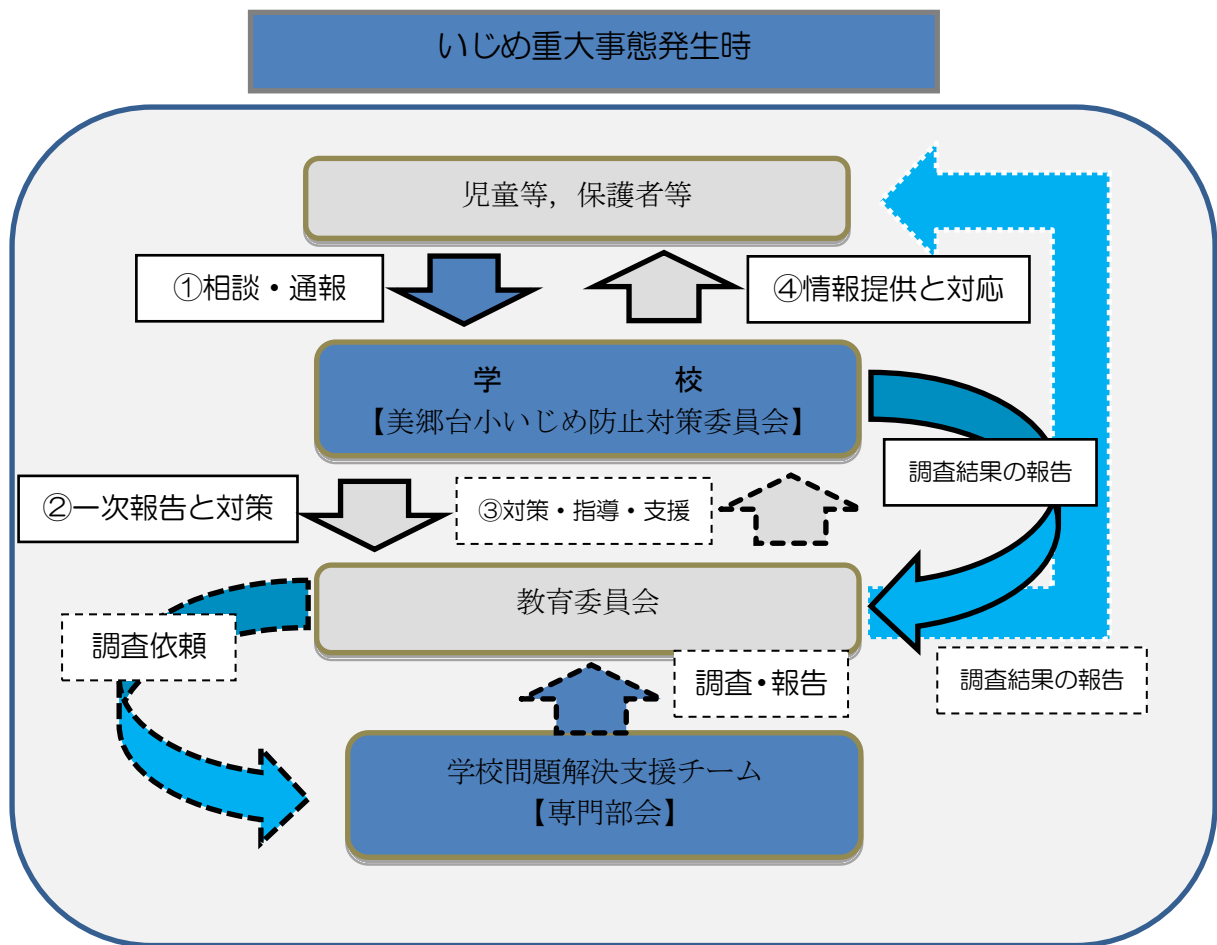
エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○法第二十八条第一項第二号の「不登校重大事態」における「相当の期間」については、国の基本方針の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分把握し、一定期間連続して欠席しているような場合は目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

○被害児童・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態でない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 発生の調査報告
ア 調査組織の招集



イ 事実関係を明確にするための調査と報告

① いじめの事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が生じた疑いがあると認められるときは、速やかに質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため「美郷台小いじめ防止対策委員会」の調査を行う。

② 事実の有無の確認とその結果の報告

児童、保護者やいじめ相談機関からいじめの通報を受けた時は、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無とその内容の確認を行うための措置を講ずる。重大事態と管理職が判断した時には、速やかに教育委員会へ報告する。

ウ 保護者等への情報提供

③ 調査結果の提供

「いじめ対策防止委員会」の調査結果を速やかに教育委員会へ報告すること。また、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童やその保護者に対して説明をすること。これらの情報提供に当たっては、ほかの児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮したうえで適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

必要に応じて児童相談所や警察、法務局等と連携を図り、問題解決に当たる。

- ① 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。
- ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときはためらわず、直ちに警察へ通報する。

イ 再発防止

継続的な支援及び再発防止

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

6 重大事態への対処

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月14日策定 文部科学省)、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月 文部科学省)により適切に対応する。

重大事態が発生した時は、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として捉える必要がある。

教育委員会は、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、調査・報告等に当たるものとする。

なお、法第二十八条第一項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

例えば、

ア 児童の自殺企図や未遂、実行の場合

イ 身体に重大な傷害(自傷行為を含む)を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、法第二十八条第一項第二号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(1)調査の実施

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

質問紙調査や聞き取り調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会と連携し、関係機関と適切に連携したりして、対応にあたる。

重大事態が発生した場合は、速やかに「学校問題解決支援チーム」と連携するとともに、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、その結果を踏まえ警察等の関係機関と連携を図り、迅速に必要な措置を講ずる。

※説明事項

調査実施前に被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する

① 調査の目的・目標

民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を目的とするものではなく、事実に向き合い事案の全容解明、事態への最善の対処、再発防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体

被害児童・保護者に対して調査組織の構成について説明する。公平性・中立性が保たれていることを確認してもらう。

③ 調査時期・期間

④ 調査事項

どのような事項をどのような対象に調査するのかについて予め説明する。

⑤ 調査方法

使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を説明する。

⑥ 調査結果の提供

調査結果の提供について、どのような内容をどのような方法で提供するのか、個人情報保護条例に従って行うこと等の配慮の上で行うことを予め説明する。

(2)情報の提供

調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、教育委員会と連携し必要な情報を適切に提供するものとする。

(3)教育委員会への報告

重大事態が発生した場合は、そのただちに又は7日以内旨を教育委員会に報告するものとする。

(4) 重大事態への措置

調査の結果を踏まえて、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

学校ホームページ、必要に応じて保護者会等で周知を図る。

(2) 学校評価等

毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト(学校用)」等を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図る。

なお、学校はいじめの防止等のための対策に取り組むに当たってはいじめの事実が隠蔽されてはならない。

(3) 基本方針の見直し

本校は、基本方針の策定後も見直しや検討を図り、必要に応じて改定する。

平成26年2月28日 策定

平成28年3月25日 確認

平成29年6月 6日 改訂

平成30年5月17日 改訂

令和 元年6月19日 改訂

令和 3年4月 6日 改訂

令和 4年4月22日 確認

令和 5年4月 1日 改訂